

平成 30 年度 国民健康保険税の新税率等が決まりました

平成 30 年 4 月から、県が国民健康保険の財政運営を担うこととなりました。それに伴い、税率等の見直しが行われました。なお、資産割は廃止となりました。

益城町の国保税率等

【益城町の国民健康保険税率および年税額】

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40 歳～ 64 歳の人)	※所得割 …世帯の国保加入者の 所得に応じて計算
所得割	8.79%	2.76%	2.23%	※均等割 …加入者 1 人当たりにかか る額
資産割	廃止	なし	なし	※平等割 … 1 世帯に対してかか る額
均等割	25,100 円	8,100 円	11,600 円	
平等割	31,500 円	8,000 円	なし	
限度額	580,000 円	190,000 円	160,000 円	

国民健康保険税は世帯ごとに計算を行いますので、世帯の人数や前年所得等によって金額が変わってきます。詳しくは、7 月中旬頃に送付する平成 30 年度の国民健康保険税納税通知書にてご確認ください。

軽減判定措置が拡充されます

国が定める所得基準を下回る世帯については、国民健康保険税の均等割額と平等割額が軽減されています。平成 30 年度からは 5 割・2 割軽減の基準が変更され、軽減対象となる所得基準が拡充されます(右表参照)。

【軽減区分別所得基準額】

軽減区分	改正後所得基準	改正前所得基準
7 割軽減	33 万	33 万
5 割軽減	33 万 + (27.5 万 × 国保加入者数)	33 万 + (27 万 × 国保加入者数)
2 割軽減	33 万 + (50 万 × 国保加入者数)	33 万 + (49 万 × 国保加入者数)

限度額が引き上げられます

賦課限度額とは、医療分、支援分、介護分のそれぞれに設定されている 1 世帯ごとの保険料の上限額です。平成 30 年度からは医療分の限度額が 58 万円となり 4 万円引き上げられます。

平成 30 年度から国民健康保険(国保)は、県と市町村が一体となって運営しています

- 県が財政運営の責任を担い、国保財政の安定化を目指します。
 - 国の財政支援が拡充されます。
 - 財政運営を市町村単位から県単位に移行して規模を大きくし、従来の「住民同士の支え合い」に「市町村同士の支え合い」の観点を加え、財政の安定化を目指します。
- 各種手続きなどの窓口は、これまで同様、町です。
 - 国民健康保険の各種手続きの窓口や保険税の納付先は、これまでと変わらず町です。
 - 保険証などの交付・保険税の賦課徴収・特定健診などの保健事業も、これまでと同様に町が実施します。

目指そう 健診受診率 UP!

益城町は国保の健診受診率 60%を目指します。
達成まであと **1,560 人**

関税務課 課税係 ☎ 286 - 3380、住民保険課保険年金係 ☎ 286 - 3113